

令和3年度第1回 広島地方労働審議会 議事録

- 1 日時 令和3年11月4日(木) 10時00分～12時00分
- 2 場所 広島合同庁舎2号館6階第7号会議室
- 3 出席者

[委員]

- 公益代表委員 手塚委員、野北委員、久行委員、松本委員、村上委員
宮崎(智)委員
- 労働者代表委員 大野委員、亀井委員、竹田委員、久光委員、本地委員、
森原委員
- 使用者代表委員 小林委員、小松委員、巢守委員、竹内委員、中野委員、
宮崎(真)委員

[労働局]

- 阿部労働局長、栗尾総務部長、大庭雇用環境・均等室長
山口労働基準部長、境職業安定部長
谷川労働保険徴収課長、横山監督課長、渡辺職業安定課長、松村雇用環境改
善・均等推進監理官
弓取総務企画官、山崎総務係長、清水総務主任、井口総務係員、服部総務係員、
中津事務官、長谷川事務官、渡部事務官

4 議題

- (1) 会長の選出及び会長代理の指名について
- (2) 広島地方労働審議会運営規程の改正について
- (3) 令和3年度上半期の広島労働局行政運営方針の進捗状況について

【重点施策】

- ア ウィズコロナ時代の雇用機会の確保
イ ウィズコロナの時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進
ウ 労働保険適用徴収業務の適正な運営
- (4) その他
- ア 「呉市地域雇用創造計画」について
イ 地域雇用開発促進法に基づく「雇用開発促進地域」の地域雇用開発計
画について
- (ア) 「広島県安芸太田・北広島地域雇用開発計画」
(イ) 「広島県大竹・廿日市地域雇用開発計画」

5 意見交換等

令和3年度第1回広島地方労働審議会議事録

○総務企画官

大変お待たせ致しました。ただいまから令和3年度第1回広島地方労働審議会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様方には大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。総務部総務課の弓取と申します。会長が選出されるまでの間、議事の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに本審議会の開催にあたりまして、事務局を代表して広島労働局長阿部充よりご挨拶を申し上げます。

○阿部労働局長

皆さん、おはようございます。広島労働局長の阿部でございます。本年の3月31日付で着任させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

広島地方労働審議会の委員の皆様方には、日ごろから労働行政の推進にあたりまして、ご理解ご協力を賜っておりますこと、まずもって御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。また、本年10月1日付で審議会委員改選ということでございまして、皆様方ご多用のところ再任いただいた方、それから新任で就任いただいた方、本当に感謝を申し上げたいと思います。2年間の任期の中におきまして、大所高所から労働行政に対してご意見をいただければ本当にありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、我が国経済につきましては新型コロナウイルス感染症の関係もございまして感染症自体は今、新規感染者は凄く減っているところではございます。ただやはり、第6波にも注意すべきといったような状況もあるところではございます。まだまだ予断を許さない状況ということで、経済的にも非常に大きな影響を及ぼしているという状況でございます。

雇用情勢につきましては、先週末広島県の有効求人倍率につきましては、9月分を発表させていただきました。コロナで下がっていた分が昨年12月から改善の動きが見られておりまして、1.13倍を底に1月から徐々に回復基調がありまして、9月には1.38倍ということになっております。そうはいつても、求人数につきましてはコロナ前にはまだまだ戻っていない状況、それから求職者の方々もコロナの関係で少し多いという状況が続いているということで、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について我々も引き続き注視していくということが必要かと思っております。

広島労働局におきましては、これまで雇用調整助成金などを活用いたしまして企業の皆様方に雇用の維持をお願いし、大変ご協力いただいていたところではございます。また、やむを得ず離職された皆様につきましても、支援をしっかりと行って早期の再就職へ向けてということで努力をして参ったところではございます。今回、コロナの関係で全国的に見ましても、パート・派遣などで働いておられた皆様、それから女性一人親家庭などやはり、社会的に弱い立場にある

方々がコロナウィルス感染症の深刻な影響を受けているという状況も見られてきたところでございます。我々としても、そういったところを意識しながら行政を進めてまいる必要があるのかなというふうに思っている次第でございます。

また、ウィズコロナ、アフターコロナというこの後に向けてというところで、生活スタイルや経済社会状況の変化に合わせてテレワークの推進、それからオンラインによる職業相談ですね、ハローワークでもオンラインを使っていくというようなこと、それから面接会などもオンラインでやっていくということなどイベントも含めて、そういった新しい体制に向けても我々も努力していきたいというふうに考えているところでございます。

また一方、社会をもう一度俯瞰して見るということになりますと、我が国におきましては、少子高齢化ということで、生産年齢人口が減少する中で経済発展をいかに実現できるか、こういったところが必要かと思っております。そういう中におきましては、賃金引き上げに向けた生産性の向上を図っていくということと合わせて、長時間労働の是正など働き方改革を着実に推進していくということが必要でございます。そういう中で働く方々一人ひとりの子育て介護などいろんな事情の中でも有する意欲と能力を存分に発揮していただける社会を作っていくということが重要なのではないかなと思っている次第でございます。

広島労働局におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る様々な対策のほか、働き方改革の推進や労働災害の防止に向けた取り組み、それから総合的なハラスメント対策、女性活躍の推進、一人ひとりの多様性が尊重されて誰もが将来に希望をもっていけるような社会になるよう努力してまいりたいと思っている次第でございます。

本日の審議会におきましては、今年度令和 3 年度の上半期におきます労働局の業務の取り組み状況について報告させていただくこととしております。委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務企画官

では、続きまして委員の皆様のご紹介でございます。ご就任いただきました委員の皆様を令和 3 年度第 1 回広島地方労働審議会出席者名簿順にご紹介させていただきます。はじめに公益代表委員の皆様をご紹介します。

手塚貴大委員でございます。

○手塚委員

手塚貴大でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務企画官

野北晴子委員でございます。

○野北委員

野北晴子です、どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務企画官

久行康夫委員でございます。

○久行委員

久行でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務企画官

松本深雪委員でございます。

○松本委員

松本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務企画官

宮崎智三委員でございます。

○宮崎委員

宮崎です。よろしくお願ひします。

○総務企画官

村上恵子委員でございます。

○村上委員

村上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務企画官

次に労働者代表委員の皆様をご紹介いたします。大野真人委員でございます。

○大野委員

大野です。よろしくお願ひします。

○総務企画官

亀井美砂子委員でございます。

○亀井委員

亀井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務企画官

竹田恵委員でございます。

○竹田委員

竹田です。よろしくお願ひします。

○総務企画官

久光博智委員でございます。

○久光委員

久光です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務企画官

本地康秀委員でございます。

○本地委員

本地です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務企画官

続きまして使用者代表委員の皆様をご紹介します。小林宏明委員でございます。

○小林委員

よろしくお願ひします。

○総務企画官

小松節子委員でございます。

○小松委員

小松です。よろしくお願ひします。

○総務企画官

巢守佳之委員でございます。

○巢守委員

巢守といたします。よろしくお願いいたします。

○総務企画官

竹内都美子委員でございます。

○竹内委員

竹内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務企画官

中野博之委員でございます。

○中野委員

中野でございます。よろしくお願いいたします。

○総務企画官

宮崎真委員でございます。

○宮崎委員

宮崎です。よろしくお願いいたします。

○総務企画官

以上本日ご出席いただきました18名の皆様に委員にご就任いただいておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、広島労働局職員をご紹介します。さきほど広島労働局長はご挨拶を申し上げますので省略をさせていただきます。

総務部長でございます。

○栗尾総務部長

総務部長の栗尾と申します。よろしくお願いいたします。

○総務企画官

雇用環境均等室長でございます。

○大庭雇用環境・均等室長

大庭と申します。よろしくお願いいたします。

○総務企画官

労働基準部長でございます。

○山口労働基準部長

山口でございます。よろしくお願いいたします。

○総務企画官

職業安定部長でございます。

○境職業安定部長

境でございます。よろしくお願いいたします。

○総務企画官

その他の各課長管理課他関係者職員につきましては出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは議事に入る前に、本日の定数を確認させていただきます。現在、公益代表委員の方が6名、労働者代表委員の方が6名、使用者代表委員の方が6名、計18名の委員の方が出席されております。18名の委員のうち三分の二以上の委員の方が出席されておられますので、地方労働審議会令第8条第1項の規定により本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本審議会は広島地方労働審議会運営規定第5条の規定に基づきまして原則として公開の会議とさせていただきます。その議事録につきましても、発言者名を含めまして公開とさせていただきますこととなっておりますので、ご了解をお願い申し上げます。

次に、本日お手元にお配りしております資料の確認をよろしくお願いいたします。

まず、クリップ止めをしております令和3年度第1回広島地方労働審議会の議事次第、出席者名簿、配席表、審議会委員名簿、次にホッチキス止めをしております事務局からの資料としまして、審議会に係る関係法令をまとめたものがございます。それから、先般送付させていただきました資料1、広島地方労働審議会運営規定改正案、資料2の広島労働局行政運営方針に係る令和3年度第1回広島地方労働審議会資料目次となっているもの、それから、その参考資料といたしまして、職業安定行政関係資料、雇用環境均等行政関係資料、労働基準行政関係資料の各資料がございます。配布漏れなどがございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれより議事に入らせていただきます。

議題1は会長の選出及び会長代理の指名でございます。この度の委員改選に伴い、新たに会長を選出させていただくこととなります。本審議会の会長の選出でございますが、地方労働審議会令第5条第1項の規定に基づきまして、公益代表委員の内から選出することとなっております。

ります。公益の皆様で立候補又はご推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○村上委員

はい、よろしいでしょうか。委員経験も長くていらっしゃって、前期に会長代理もされていましたが野北委員に、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○総務企画官

はい、ありがとうございます。ただいま野北委員に会長をとという推薦がございましたが、野北委員に会長をご就任いただくことにつきまして、ご異議はございませんでしょうか。

○委員全員

ありません。

○総務企画官

ありがとうございます。皆さん異議なしということでご承知をいただきました。野北委員よろしくお祈いします。それでは、野北会長、会長就任にあたり一言ご挨拶をお願いします。

○野北委員

ただいま会長のお役目を仰せつかりました野北です。皆様からのご助力を頂きながら、精一杯会の円滑な運営に努めて参りますので、どうぞよろしくお祈いいたします。

○総務企画官

会長よろしくお祈いいたします。それでは、引き続きまして会長代理の指名に移ります。お手元の事務局資料をご覧ください。会長代理の指名につきましては、地方労働審議会令第5条3項に基づきまして、会長が指名することとなっております。それでは、この規定により野北会長、会長代理の指名をお祈いいたします。

○野北会長

ただいま事務局からご説明がありましたとおり、会長として私が指名させていただきます。会長代理として、公益代表委員の久行委員にお願いしたいと思います。久行委員よろしくお祈いいたします。

○総務企画官

はい、ありがとうございます。久行委員、会長代理としてよろしくお祈いいたします。

最後に事務局からのお願いですが、議事録を作成する都合上、この後の委員の皆様のご発言に際しましてはマイクを使用いただき、お名前をおっしゃってからのご発言にご協力をお

願ひいたします。また、使用の都度、マイクを消毒いたしますので、合わせてご協力をお願いいたします。それでは野北会長、以降の議事進行をよろしく願ひいたします。

○野北会長

それでは、ただいまから私の方で議事進行させていただきます。

議題 2 の「広島地方労働審議会運営規定の改正について」をお諮りいたします。事務局から改正案について、ご説明をお願いいたします。

○栗尾総務部長

総務部長の栗尾でございます。それでは、議題の 2 つ目広島地方労働審議会運営規定の改正につきまして説明させていただきます。

審議会運営規定の改正にあたりましては、審議会運営規定第 13 条により審議会の議決に基づいて行うということとなっております。従いまして、本日議題としてお諮りさせていただいているところでございます。資料といたしましては、お手元の資料の 1、「広島地方労働審議会運営規定改正案」を添付させていただいております。具体的な改正内容の説明の前に、今回ご提案させていただいております改正の趣旨についてお話をさせていただきます。

ポイントは 2 点でございます。1 点目でございます、国における行政改革推進の流れの中で、書面、押印、対面の手続きを見直すという方針が示されております。この方針を踏まえまして、当審議会の運営におきましても、議事録の作成は引き続き行うということでございますが、メールなどにより出席委員の皆様の内容を確認していただくことを前提に、委員からの署名については不要としようというものでございます。

ポイント 2 点目でございます。2 点目につきましては、今後、テレビ会議システムを利用して審議会を開催するという事も想定いたしまして、これを可能とする規定を設けようというものでございます。

このほか数か所で文言の統一、字句の修正を加えさせていただこうと考えてございます。

それでは、具体的な改正点について説明をさせていただきます。「新旧対照表」A3 の用紙の方をご覧くださいませでしょうか。

まず、第 3 条です。右側の現行の規定のほうをご覧くださいませと、会議欠席の場合の連絡の規定が設けられております。左側に改正案を示しておりますが、まず第 3 条第 1 項といたしまして、「委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう、次項において同じ）を利用する方法によって会議に出席することができる。」

というようにテレビ会議方式による審議会出席を可能とする規定を設けることとております。

続いて第 2 項でございます。第 2 項につきましては、「テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、地方労働審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準

用する場も含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。」というもので、この内容は何を言っているかと申しますと、テレビ会議方式による審議会出席の場合につきましても、定足数に含めるという規定を設けるということでございます。

続きまして、第2条、第4条、第3条を間にして上と下でございますが、資料右側の現行規定では「会長が必要と認めるとき」という文言がそれぞれ入っております。ところが先ほど説明申し上げた第3条では、「会長が必要があると認めるとき」という文言で改正案をお示ししておりまして、この第3条第1項の冒頭部分、「委員は会長が必要があると認めるとき」という記載と同期をとるという意味での修正でございます。

この他、第2条では右側にアンダーラインを引いておりますが、「読点」を削除する字句の修正を入れております。これらにつきましては、表現の修正ということで規定の趣旨を変えるものではないでございます。

続きまして第6条でございます。第6条第1項につきましては、現行の規定では資料右側でございますように議事録への署名を定めたものとなっておりますが、資料左側の改正案でございますように「審議会の議事については、議事録を作成する。」に留めまして、署名の記述を削除しているものでございます。

このほか、第6条第3項では資料右側の現行の規定では「議事録要旨を作成し」となっているものを、資料左側の改正案の通り「議事要旨を作成し」に修正、第7条につきましては右側の現行規定の括弧内の文言、「以下単に「部会」という。」と「以下単に「最低工賃専門会」という。」の2か所について「単に」という記載を削除するという字句の修正になります。これらにつきましても、より適正な表現に修正するというもので、規定の趣旨を変えるものではないでございます。

それぞれの条項ごとの改正内容は以上でございますが、最後に3点補足させていただきます。

1点目は、今回ご提案させていただいております「テレビ会議対応」、それから「署名の廃止」という改正につきましては、広島だけではなくて、すべての都道府県で同様の改正を予定しているということでございます。

2点目につきましては、改正内容にテレビ会議による審議会開催のための対応が含まれておりますが、広島におきましては、まだ環境が整っていないので本改正をもって直ちにテレビ会議開催とするということではない、ということでございます。

それから3点目でございます。お示しさせていただきました改正案につきましては、本日も審議をいただき、成案となりました際には本日から適用させていただきたいということ、この3点でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○野北会長

ありがとうございました。ただいまの広島地方労働審議会運営規定の改正案の提案につつま

して、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

○中野委員

よろしいでしょうか。中野と申します。今この中身については問題ないのですけれど、議事録署名に委員が署名して終わっていた中身が、署名が無いということなののですけれど、この議事録の中身については事務局レベルでの確認だけなのですか。それぞれ委員に内容を送られるということでしょうか。

○栗尾総務部長

お答え申し上げます。事務局だけで確定するものではなくて、出席された委員皆様方にご確認いただいたうえで確定し、議事要旨を公表するという形にさせていただきたいと思っております。

○野北会長

他にご意見はございますでしょうか。

○久行委員

ちょっと異論でもなんでもないので、確認をしておいていただきたいことなのですが、改正案のところの第3条の第2項ですね、この運営規定によって地方労働審議会令の解釈が決まるということになります。法規の上下関係の問題でこの解釈は問題はないと思うのですが、大丈夫なのか確認をしておいていただきたいということがございます。株主総会などで今ウェブ会議をしていますけれども、株主総会として出席という扱いで有効なのかどうか、法解釈に問題がないわけではありませんので、一応その点問題はないとは思いますが確認していただきたいということです。

それからもう1点はお願いでして、私も各所でこのテレビ会議システムで仕事をしておりますが、苦手でして、それぞれいろんなアプリを使っておられて、1回私だけ30分遅れてしまったというようなことがありますので、ちょっとその辺を苦手な私でもできるようによろしく願いいたします。以上です。先ほどの話は公益代表委員の久行でした。

○野北会長

これにつきまして事務局側いかがでしょうか、はい、よろしく願いいたします。

○栗尾総務部長

1点目の審議会令との関係でございます、こちらにつきましては、全国統一して改正するという流れになっておりまして、厚生労働省の見解としてもこれで問題ないということでございます。従いまして、このような形で改正したいという考えでございます。

続きまして2点目の実際のテレビ会議システムでの運用のやり方でございます。こちらに

つきましては、私どもも必ずしも慣れている職員ばかりではございません。実際やる際には十分やり易いような形で運用していきたいというふうに考えております。以上でございます。よろしく願いいたします。

○久行委員

2点目のお願いなのですが、事前にテストさせていただいて、私もできるなというようなことをぜひよろしくお願いいたします。勝手なことをいうのですけれども。

○栗尾総務部長

テスト等についても十分に配慮させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○久行委員

よろしくお願いします。

○野北会長

それではご配慮どうぞよろしくお願いいたします。ほかにご意見ご質問等ございませんでしょうか。はい、よろしくお願いいたします。

○竹田委員

公開のところなのですが、この現地でやる場合来ていただくことも可能だと思うのですが、ウェブで公開する場合の相手方を含めてだれでも見れるのか、例えば事前に登録をされた方々を含めて公開されるのか、誰でも見れるのだったら危険な部分もあるのでそこら辺も含めて考え方を教えていただければ。

○栗尾部長

当局においてはやり方は決まっていないところですが、実際にやっているところの例によりますと、傍聴される方、登録していただくのは従前の通りでございます。実際にウェブ会議の場合には別室に傍聴室をご用意いたしまして、モニターに映して傍聴していただくという運用をしております。当局において実施する際も同じようなやり方になるのではないかと考えております。

○野北会長

いかがでしょうか。ほかにご意見ありませんでしょうか。この件に関しまして異議が無いようでしたら、本案を承認することとしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○野北会長

ありがとうございます。それでは異議なしということで本案を承認することとし、本日付をもって施行することといたします。ありがとうございました。

続きまして、議題3、令和3年度上半期の広島労働局行政運営方針進捗状況についての議題に入らせていただきます。

まず、労働局から行政運営の重点施策の進捗状況を、各施策ごとに説明していただいたのち、各委員に質疑応答をしていただく方式で審議を進めたいと思います。

また、全体の意見交換につきましては最後に予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、はじめにウィズコロナ時代の雇用機会の確保に係る進捗状況について、境職業安定部長よりよろしく願いいたします。

○境職業安定部長

失礼します。職業安定部長の境でございます。委員の皆様には職業安定行政の運営につきまして日頃よりご理解ご協力を賜っておりますことを御礼を申し上げます。

私からは上半期の職業安定行政の実績等につきまして説明をさせていただきます。横長の資料2、表紙が令和3年度第1回広島地方労働審議会資料目次となっているものをお願いいたします。

まず一つ目のウィズコロナ時代の雇用機会の確保の取り組みとしまして、雇用の維持継続に向けた支援でございますが、1ページをお願いいたします。雇用調整助成金については応援体制を組み迅速支給に鋭意取り組んでおります。支給申請、支給決定状況でございますが、資料は9月30日現在を載せておりますが、直近の10月29日現在では雇用調整助成金と雇用保険被保険者でない労働者を休業させた場合の緊急雇用安定助成金の合計で支給申請件数は116,649件、支給決定件数は115,487件、支給決定率99.0%となっております。

続きまして、昨年7月に創設されました休業手当を受けることができなかった方に対する休業支援金・給付金の申請支給決定状況でございます。資料は10月8日現在を載せておりますが、直近の11月1日現在では申請件数は54,705件、支給決定件数は50,908件、支給決定率93.1%となっております。

続きまして産業雇用安定助成金でございます。これは在籍型出向による雇用維持を支援するため昨年度の補正予算で新たに創設されたものでございますが、9月30日現在、出向元24件、出向先41件、対象労働者数241人となっております。在籍型出向による雇用維持支援につきましては、本年6月に経済団体、労働団体、出向支援機関等による協議会を立ち上げ連携を図りながら取り組みを進めておりますが、産業雇用安定助成金につきましては従業員のキャリアアップにつながるなどの好評の声もいただいております、引き続き利用の促進を図ってまいりま

す。

続きまして2ページでございます。ハローワークのマッチング業務でございます。右側上段が就職件数でございますが、新規求職者数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって前年度を下回っておりますが、就職件数は前年度を上回っております。中段が雇用保険受給者の早期再就職の状況でございますが、受給資格決定件数は本年5月以降減少傾向で推移し、早期再就職者数は微減となっております。下段が求人関係でございますが、新規求人数は前年度を上回っており、充足数は前年度を上回って推移しております。昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、能動的な対応を制約せざるを得ないという状況がございましたが、感染防止にも留意しつつ取り組みを進めております。

続きまして3ページでございます。職業訓練の状況でございます。右側の上の表が求職者支援訓練の定員充足状況、その下の表が就職状況でございます。求職者支援訓練につきましては、雇用保険を受給できない方を含め求職者のニーズを踏まえた受講勧奨を強化するとともに、訓練受講中から一貫した就職支援を進めております。

続きまして4ページでございますが、地方自治体との連携でございます。当局では広島県、広島市、福山市、および三次市と雇用対策協定を、また広島県、広島市および呉市と一体的実施に基づく協定を締結し連携した取り組みを進めております。右側中段が広島県とのマザーズ事業の実績、下段が広島市との生保受給者自立促進事業の実績でございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページの中段が呉市との生保受給者自立促進事業の実績でございます。また、これらの自治体以外の自治体に対しましても連携を図り、面接会等の取り組みを推進しております。

続きまして7ページをお願いいたします。若者の就職支援でございます。まず新卒者の就職支援でございますが、コロナ禍の中でオンラインによる取り組みも進めるとともに、各学校との連携を図りながら就職支援を進めております。

続きまして8ページでございますが、ユースエール認定制度でございます。これは若者の雇用管理が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、若者とのマッチング向上を図るものでございますが、上半期に新たに6社を認定しております。

続きまして10ページをお願いいたします。人材不足分野における取組でございますが、医療・介護・保育等の人材不足の顕著な分野につきましてハローワーク広島東と福山に人材確保支援コーナーを設置し、セミナーや面接会等取り組みを推進しております。右側の表は局内全体の数字になりますが、上期における分野別の就職件数でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。就職氷河期世代の支援でございます。令和元年6月に策定された就職氷河期世代支援プログラムに基づき、国全体として集中的な取り組みを進めており、当局では昨年7月に経済団体、労働団体等関係機関のご賛同をいただき広島プラットフォームを設置し、正規雇用を目指す方や無業の状態にある方への支援など、個々の実情に応じた支援を官民が連携して推進しております。また、ハローワーク広島、広島西条に専門窓口を設置し、チーム支援によるきめ細かな就職支援を進めており、8月末現在就職件数

は年間目標 1,923 件に対して 1,162 件、進捗率 60.4%となっております。

続きまして、13 ページをお願いいたします。高齢者の関係でございますが、本年 4 月から 70 歳までの就業機会の確保措置を努力義務とする改正高年齢者雇用安定法が施行されたところであり、この周知を進めるとともに、再就職支援について局内 8 か所のハローワークに生涯現役支援窓口を設置し、高年齢者のニーズを踏まえた再就職支援を行っております。右側の中段が年齢別の求職者・就職者数でございますが、新規求職者に占める高年齢者の割合は年々増加しております。

続きまして、少し飛びますが 16 ページをお願いいたします。(2) の子育て等により離職した女性の再就職支援でございますが、マザーズハローワークを広島と福山に設置し、広島県と一体的に実施するとともに、広島西条、呉、廿日市の各ハローワークにマザーズコーナーを設置し、担当者制による就職支援を行っております。右側の上段が進捗状況でございますが、重点支援対象者の支援状況は前年度を上回る状況で推移をしております。

続きまして、18 ページをお願いいたします。障害者の就労促進でございます。右側の上段が民間企業における障害者の雇用状況の推移でございますが、令和 2 年度の実雇用率は 2.25%、雇用障害者数は 11,460 人と、引き続き前年を上回っている状況でございます。下の表は障害種別の就職件数でございますが、紫の精神障害の方の割合が高い状況が続いております。

続きまして、19 ページをお願いいたします。外国人の関係でございます。右側の上段が外国人雇用事業所数、外国人労働者数の推移でございますが、令和 2 年度はコロナ禍の影響により増加率は低下したものの増加が続いており、企業に対する雇用管理改善の相談・指導や外国人求職者に対しては、外国人サービスコーナー等において個々の特性に応じた就職支援を進めております。

続きまして、20 ページをお願いいたします。大量雇用変動等への対応でございます。日本製鉄株式会社呉地区の施設休止に対しましては、局内すべてのハローワークに特別相談窓口を設け、離職者、在籍者に対する再就職支援を行うとともに、本年 9 月末の高炉休止を踏まえ、7 月、10 月さらに来年 1 月に大規模な面接会を開催するなど呉市や広島県等とも連携を図りながら、集中的な再就職支援を進めております。また、大量雇用変動事案に対しましては、当該事業所を直接訪問して職業相談等を実施するアシストハローワークを積極的に実施するなど機動的な取り組みを推進しております。以上ウィズコロナ時代の雇用機会の確保の取り組みでございますが、最後に職業安定行政関係資料から 2 点ご紹介させていただきます。

1 点目は資料ナンバー 2 のハローワークシステムのリニューアルでございます。令和 3 年 9 月 21 日からハローワークインターネットサービスの機能が充実し、オンラインで受けられるサービスが広がったというものでございます。ハローワークシステムについては令和 2 年 1 月にハローワークインターネットサービスの機能の充実やマイページの開設などが行われたところでございますが、今般第 2 弾としてオンラインでの求職登録、オンラインハローワーク紹介、オンライン自主応募ができることの見直しが行われたものでございます。これを踏まえ、これまで以上に仕事をお探しの方に対する就職活動支援や人材を採用したい事業主の方に対

する採用サポートを更に推進しているところでございます。

2点目は資料ナンバー3でございます。令和2年度の高齢ワークのマッチング機能に関する業務の総合評価の結果でございます。高齢ワークにつきましては、平成27年度からマッチング機能に関する業務の評価・改善の取り組みを行っており、全国の各高齢ワークが、それぞれ目標を定めて取り組みの成果をポイント化して全国的に評価し継続的な業務改善に役立てております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により留意が必要なものとなっておりますが、当局の結果は四角囲いにありますとおり、良好な成果が3所、標準的な成果が8所となっております。各高齢ワークにおきましては、それぞれの課題を踏まえ、継続的なサービス改善業務改善を進めておりますのでご報告させていただきます。

また、令和3年度の総合評価につきましてはコロナ禍の影響が引き続き不透明であることから、目標値に代えて過去3年間の実績比較や好事例の把握など実施方法を一部変更し業務改善を行うこととされておりますので併せてご報告させていただきます。

以上、駆け足でございましたが、職業安定行政関係の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○野北会長

ありがとうございました。続いて、山口労働基準部長よろしくお願いたします。

○山口労働基準部長

労働基準部長の山口でございます。委員の皆様には、労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解ご協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。私の方から高齢者の安全衛生対策の支援ということと、もう1点外国人の支援ということで若干ご説明させていただきます。

まず、14ページでございます。ご承知のとおり高齢者の就業就労の拡大に伴いまして、高齢労働者の労働災害の割合が増加傾向にあります。このような状況を踏まえまして、昨年3月に高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン、これはエイジフレンドリーガイドラインと言っておりますが、策定をされております。このガイドラインは事業者と労働者それぞれに求められる取り組みというもの具体的を示したものでございまして、県内8つの監督署におきまして、いろんな機会をとらえて周知をしているところでございます。また、事業場での職場環境の改善、設備の改善とか作業の改善、そういったものについての費用の一部を補助するというところでエイジフレンドリー補助金というものが設けられておりまして、併せてこの利用勧奨についても取り組んでおります。

めくっていただいて、19ページでございます。外国人に対する支援ということですが、(2)番の真ん中、右側の実績のところの労働条件の相談支援体制でございますけれども、現状スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語について、相談員を配置して相談コーナーを設けているところでございます。具体的にはスペイン、ポルトガル語につきましては、労働局

の監督管内で相談員を配置して対応させていただいています。また、ベトナム語につきましては、近年技能実習生の就労者が急増しているということもございまして、昨年度から広島中央署それと福山署に相談員を配置してございます。中国語につきましては、労働局の監督課と福山署というような体制でございます。下の相談件数の実数でございまして、相談の対応日数とかで大きく差が出ておりますが、特にベトナム語につきましては、広島県は技能実習生の数が多いということもございまして、特に福山署におきましては、リーフレットの作成とか配布、あとマスコミへの情報発信ということで積極的な周知広報活動というのをやっているところでございます。以上でございます。

○野北会長

ありがとうございました。続いて、大庭雇用環境・均等室長よりご説明をお願いいたします。

○大庭雇用環境・均等室長

それでは、私の方からは 8 番、女性活躍男性の育児休業取得促進についてご説明いたします。ページ戻りまして 15 ページをお願いいたします。右側の実績の 1 番目の二重丸をご覧ください。女性活躍推進法に基づく行動計画の策定届け出の状況です。米印にありますように、労働者数が 300 人を超える企業は、自社の女性活躍の推進のため自社の状況を分析し課題を把握したうえで目標の設定や目標達成のための行動計画を策定し、労働局に届け出ることが義務となっております。これらの義務が令和 4 年 4 月から 100 人を超える企業に対象が拡大されます。このため、今年度前半からオンライン説明会等により周知を図っており、9 月末の届け出状況については、2 つ目の黒丸の表のとおりとなっております。来年度から対象になる 101 人以上 300 人以下の企業の 9 月末の状況については 18.9%と、2 割に満たない状況となっております。施行日は来年 4 月 1 日ということではありますが、早期に取り組んでいただくよう現在県や市とも連携をしながら働きかけを行っているところです。

次に 2 つ目の二重丸のところをご覧ください。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、妊娠中の働く女性の感染不安や小学校等が休校になった際に対応するため、有給で休業させた事業主に対し助成金による支援を行っているところでございます。申請状況についてはこちらの通りです。

次に 16 ページをお願いいたします。(3) 番の男性の育児休業促進のところでございます。右側の実績の 1 番目の二重丸をご覧ください。表の下のところです。改正育児休業法の周知ですが、米印にありますように、有期雇用労働者の育児休業の要件緩和や男性の育児休業取得促進を目的とした法改正が行われ、何段階かに分かれて施行される予定です。上期にもオンライン説明会を行いました。詳細は今後確定いたしますので 12 月を中心に周知広報を積極的に行う予定です。

また 2 番目の二重丸ですが、育児休業を利用するにあたっては、まず規定が整備されていることや制度の周知がされていることが重要ですので、企業に対し、法に沿った規定整備の指導

を 122 社に対し行ったところです。

それから 3 番目の二重丸のところは助成金の申請状況ですが、昨年度を上回り申請が寄せられているところです。

次に 17 ページをお願いいたします。次世代育成支援対策の推進です。右側の実績をご覧ください。一般事業主行動計画の策定状況を 1 つ目の黒丸に記載しております。こちらについては義務となる企業が 100 人を超える企業となっており、未届けの義務企業 5 社に対しては現在指導中であり順次届け出を受けている状況です。また、2 つ目 3 つ目の黒丸は子育てサポート企業としてのくるみん認定の状況です。上期には広島初となりましたプラチナくるみを認定したところです。くるみん認定企業については子育て中の社員のみならず会社全体がワークライフバランスに取り組んでいるかということが認定の大切な要素となっておりますので引き続きくるみん企業の認定取得促進に取り組んでまいります。以上でございます。

○野北会長

ありがとうございました。続きまして、ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進に係る進捗状況について、大庭雇用環境・均等室長より、よろしくをお願いいたします。

○大庭雇用環境・均等室長

それでは 2 つ目のテーマ、ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性の向上の推進のうち雇用環境均等室の業務に係る部分についてご説明申し上げます。

21 ページをご覧ください。まず 1 番の (1)、新しい働き方に対応した良質な雇用型テレワークの導入定着促進でございます。コロナ禍での働き方としてテレワークの導入も進み、その普及と併せてテレワークにおいても適正な労務管理が行われることが重要です。このため、労働基準関係の法令遵守も含め、諸々の労務管理上の留意点を示したテレワークガイドラインというものが策定されております。このガイドラインについて、右側の実績のところにありますように、あらゆる場を活用して周知を行ったところです。また、助成金につきましても今年度新設されましたが、これについては 9 月末では申請 1 件となっております。

次に、安全で健康に働くことができる職場づくりとして 23 ページをご覧ください。②の生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む事業主の支援です。さまざまな法改正に対応するために、中小企業への支援が重要となっております。このため右側の実績といたしまして 1 番目の二重丸真ん中あたりですが、これは中小企業を支援するために民間に委託した働き方改革推進支援センターにおいて、助成金の紹介をはじめ幅広く相談会を行っております。活動の実績については記載の通りでございます。

次に 24 ページをご覧ください。④の勤務間インターバル制度の導入促進でございます。翌日の勤務までの休息時間の確保を図ることや年休の取得促進については、働く方の安全健康を守るための環境整備として重要です。このため、右側の実績ですが、助成金のところなのです。

けれど、こうした取り組みを行う事業主に助成金による支援を行っております。毎年要件が変わりますため、コースごとの申請件数に差が生じてまいります。なおこの助成金については、全国的にも申請が多く予定を前倒しして終了となったところです。

それからあちこちに飛んで大変恐縮ではございますが、29 ページをお願いいたします。3 番（1）賃金の引上げに向けた生産性向上に取り組む企業への支援です。右側の実績のところですが、業務改善助成金の周知状況、申請状況を記載しております。業務改善助成金とは、生産性向上に取り組む事業場内の最低賃金を引き上げた中小企業を支援するための助成金です。今年度は最低賃金の引上げが行われ、中小企業への支援として、より申請がしやすくなるようにと助成金の基準の改定も行われ、前年度を大幅に上回る件数となっております。

次に、30 ページの（3）雇用形態に関わらない公正な待遇の確保です。今年度パートタイム有期雇用労働法が中小企業においても適用となりました。この法律につきましても、正社員と非正規雇用労働者の待遇差について説明のできないような不合理な待遇差について禁止するというものです。中小企業においては、どのように対応を図っていいのかわからないというようなところもありますので、右側の 2 つ目の二重丸のところですが、先ほどご紹介いたしました働き方改革推進支援センターを通じて、相談対応を進めてきたところです。

次に 31 ページをご覧ください。総合的なハラスメント対策の推進でございます。大企業におけるパワハラ防止対策を講じることについてはすでに義務化をされておりますが、中小企業においては来年の 4 月 1 日から適用となります。右側の実績をご覧ください。パワハラのみならずセクハラ等も含めハラスメント対策を一体的に進めることが効果的であるため、周知啓発および企業指導を行ってきたところです。ハラスメント対策として法に沿った措置を講じていない企業 134 社に対し指導を行ったところです。ハラスメントに関する相談は右側の棒グラフの通りパワハラに関する相談が多く、セクハラについてもなかなか減少しないという状況となっております。今後の取り組みといたしましては、12 月をハラスメント撲滅月間として特別相談窓口を設けることとしております。また中小企業に対してはオンライン説明会とともに個別相談会を実施することとしております。

次に 32 ページをご覧ください。（2）、早期の紛争解決に向けた体制整備等です。あらゆる労働相談に対応し、紛争が生じている場合は行政による援助としてあっせんなどにより解決を図っております。相談件数や行政による援助の申請件数は右側の実績の通りです。一番上のグラフは相談件数ということで、青色は法律や制度に関する一般的な労働相談です。今年度上期の件数は前年度同期より減少しておりますが、前年度は雇用調整助成金や休業手当などの制度に関する問い合わせが増加をし、今年度においてはそうした相談が落ち着きをみせたというところです。ピンクの棒グラフにつきましては、労働相談のうち、民事的な紛争が生じている労働相談ということで、例えば解雇やいじめ、嫌がらせといった相談が該当いたします。この相談の内容の内訳につきましては中央の折れ線グラフの通りです。ここ数年いじめ嫌がらせが最も多い相談となっております。ついでも多いのはここ数年で見ますと自己都合退職、いわゆる辞めたいけれども辞めさせてくれないといった相談でございましたが、昨年度の上期は解雇の相

談が 2 番目に多い相談となりました。昨年度下期以降解雇の相談は減少しているものの退職勧奨といったような相談にも注視しつつ、援助制度の活用促進を図っていくこととしております。上半期の進捗状況については以上でございますが、次に補足といたしまして添付資料の一部を紹介させていただきます。お手元に雇用環境均等行政関係資料というのがありますので、そちらを見ていただいてもよろしいでしょうか。

まず資料 2 の雇用関係助成金のご案内ですが、労働局各部で審査するコロナに関連した助成金を取りまとめたものでございます。先月作成をし、順次配布をしている段階です。

次に法改正関係といたしまして、資料 4 の育児介護休業法の改正内容、それから資料 7 のパワハラ防止対策の中小企業への適用ということで、今後積極的に周知を図っていくこととしておりますので、委員の皆様方におかれましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。雇用環境均等室からは以上でございます。

○野北会長

ありがとうございました。続きまして、山口労働基準部長からご説明をお願いいたします。

○山口労働基準部長

労働基準部長の山口でございます。私の方から労働基準関係の主要施策の取組等についてご説明をさせていただきます。

21 ページをめくっていただきまして、下のところの副業兼業というところでございます。これにつきましては、その促進ということで、今いろいろ政府において取り組んでいるわけでございますけれども、ガイドラインが策定されておまして、その中で副業兼業の場合の労働時間ですとか健康管理についてのルールを明確化してお示しをしているというものでございますが、これの周知ということでいろんな説明会に併せて実績のところですけど開催させていただいております。また、(2) のところで新規となっておりますが、どうしても労働者の健康確保という観点で事業者の皆さんに取り組んでいただくということから、健康診断助成金制度が新設されておまして、ガイドラインの周知と併せて利用促進についても行っております。

めくっていただきまして 22 ページでございますが、職場のコロナ感染症の対策への取り組みということでございまして、実績のところでは取り組みの 5 つのポイントとございますが、事業場で取り組んでいただく最低限 5 つのポイントをお示したものでございまして、労働局ですとか監督署でいろんな機会をとらえて周知をしております。また、先ほどご説明をいたしましたエイジフレンドリー補助金というものがございまして、これについてはこのコロナの対応といたしまして対策、福祉施設などで高齢者の方が就労している、そういったところの改善の経費ということも対象となりますので、これについても勧奨を実施してございます。

めくっていただきまして 23 ページでございますが、働き方改革の実現に向けた監督指導ということでございまして、実績のところでは長時間労働の是正でございます。私どものほうでは

最優先で最重要ということで取り組んでございますが、その実績ということでございます。具体的に時間外・休日労働が1か月80時間を超えるおそれのある事業場、あるいは過労死等の労災請求があった事業場について、今年度把握したところについては全数臨検監督、これは対面でございますけれども、実施するというところで取り組んでおりまして、実績として133件ということでございますが、コロナ禍の中で色々感染症に最大限配慮しながら工夫しながら各監督署実施しておりまして、前年度から比べますと大幅に件数としては増えているという状況でございます。その下が過重労働解消キャンペーンということでございますが、11月がこのキャンペーン期間中ということでございまして、11月2日、一昨日でございますけれども、まずシンポジウムを開催してございます。これにつきましてはNHKで全国のニュースの中でも取り上げられました。それと土曜日11月3日ですけれども相談ダイヤルを開設して対応をさせていただくということでございます。一番下の方に労働基準法の周知とございます。これにつきましては、労働基準法の時間外労働の上限規制が中小企業についても昨年度から適用ということになっております。ただ、なお周知啓発ということが当然ながら必要でございますので、これらについていろいろな支援をさせていただいているということでございます。コロナ禍の状況の中ではございますけれども、いろいろ工夫をして実績としては前年度よりも多くなっております。

めくっていただきまして26ページでございます。労働条件の確保改善対策ということでございまして、先ほどの長時間労働への取組を含めまして法定労働条件の履行確保ということでこれを主眼とした監督指導を計画的に組んでございますが、右側でその実績でございます。前年から比べて大体20%程の増加でございまして、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

その下が外国人技能実習生でございます。昨日の中国新聞でも掲載していただいておりますけれども、これについては広島状況については先ほど申し上げましたけれども技能実習生の数が多くございます。全国で言うと大体5番目の数ということで、これについても最優先で取り組むことにしております。具体的には食料品製造ですとか繊維業、造船、かき養殖等々で就労してございまして、総じて法定労働条件ですとか安全性基準等々の遵守状況に問題が認められるということでございます。私どもとしても県内の特徴的な課題ということでとらえております。引き続き重点的に監督指導を実施していくこととしております。

その下が未払賃金の立替払制度の運用ということですが、このコロナ渦の中、事業所の閉鎖とか倒産ということに最優先で対応をさせていただくということでございます。その下のほっとライン、ポータルサイトでございますが、今日も資料でお付けをしておりますけれども、そういったツールについても周知をさせていただいているということでございます。

27ページでございますが、労働者の安全と健康の関係でございます。右側の労働災害の発生状況でございますが、上半期で言いますと死亡者数が7人ということでございまして、前年度から4人減少という状況ではございます。ただ死傷者数については、実は前年度からみますと同期間で22%の増加ということですが、その中のコロナによるものというのが急増しており

まして、これを除きますと大体 5%程の増加ということで増加幅も縮小傾向にはございます。こういった災害の内容をみますと特徴的でございまして、墜落、転落あるいは高年齢者を中心とした転倒ということでございまして、これらに対応した対策を講じているということでございます。特に建設業につきましては、災害の復旧工事というものが続いてございますので、これについての要請も行っております。また、安全週間期間中の 7 月 5 日に、建設現場における局長パトロールというものも実施をしております。

あとその下の方で石綿則の改正とございますが、実は建築物の解体とか改修の場合に石綿が入っているかどうかということの事前調査を行うことが義務付けられてございます。現状これはどなたでもいいのですが令和 5 年の 10 月から資格者、講習を受けた者でないとできないということになっております。現在その体制整備に向けて防災団体等とも連携しながら進めているという状況でございます。

28 ページが労災補償の関係でございます。右側が補償状況ということですが、心臓疾患についてここ 2 年程減少傾向にございます。コロナの関係ということもございますけれど、ただ、先月 9 月に認定基準が改定されておりますので今後増加の見込みということも考えられます。精神障害については高水準で推移しておりまして、内容を見ますとパワハラとかセクハラという事案が増えてきております。石綿関連疾患についてはこれも広島県の特徴でございまして請求件数が全国的にも多いということでございます。それと職場のコロナウィルス感染症対策につきましては、先ほどお話しいたしましたけれども、これについての労災補償ということで、請求事案につきましては、最優先で迅速処理に務めております。

次に 29 ページでございますが、最低賃金の関係でございます。ご承知のように広島県の最低賃金は、時間額 899 円ということで 10 月 1 日から発効しております。今回、金額、率共に過去最高ということでございましたが、現在そういった状況を踏まえながらいろいろ周知をさせていただいております。具体的にはいろいろな機会について周知要請依頼をしておりますけれども、だいたい 2,000 近くの団体等に周知依頼をしております。また、発注者である県とか各市町に対して役務契約の適正化について、また公正取引委員会の広島支所とか中小企業庁、これは中国経済産業局でございまして、下請取引の適正化について要請をしております。それと 8 業種の特定最低賃金の改正が先月続いておりまして、11 月 1 日に答申をいただいております。公示の手続きを経て年内の発効を予定しております。私の方からは以上でございます。

いずれにしましてもコロナの状況が小康状態でございますが、今後の動向によっては影響悪化ということが考えられますので、コロナへの対応について、引き続き優先で取り組んでまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○野北会長

ありがとうございました。続きまして境職業安定部長よりご説明をよろしくお願いたします。

○境職業安定部長

失礼します。職業安定部長の境でございます。職業安定行政の取り組みにつきまして説明をさせていただきます。

30 ページをお願いいたします。(3) の雇用形態に関わらない公正な待遇の確保の尚書き部分の派遣労働者の均等待遇確保の取り組みでございますが、年間計画に基づき計画的な指導監督を実施しており 8 月末現在同一労働同一賃金の履行確保に係る指導監督は 72 件となっております。

次に(4) の非正規労働者のキャリアアップの推進でございますが、キャリアアップ助成金の活用促進によりまして正社員化や処遇改善の促進を図っております。続きましてページが飛びまして申し訳ありませんが 33 ページをお願いいたします。がん患者等への就職支援でございますが、令和 3 年度からハローワーク広島東に加えハローワーク福山にもナビゲーターを配置いたしまして、連携拠点病院との連携の下、再就職支援を進めております。

私からは以上でございます。

○野北会長

ありがとうございました。それではその他に入ります。労働保険適用徴収業務の適正な運営に係る進捗状況につきまして、栗尾総務部長より説明をお願いいたします。

○栗尾総務部長

栗尾でございます。私の方からは労働保険の適用徴収に係る運営状況につきまして説明をさせていただきます。

資料の 34 ページになります。項目といたしましては、資料左側の(1) および(2) として記載しております「電子申請の利用促進」と「労働保険の未手続一括対策の推進と収納未済歳入額の縮減」の 2 点でございます。

まず(1) の「電子申請の利用促進」でございます。右側の一番上の表になります。電子申請を行える手続きにつきましては、成立届であるとか変更届であるとかいくつかあるわけでございますが、分母と分子が明らかで利用率が分かりやすい年度更新の手続きの状況を上げさせていただいてございます。利用率は少しずつ伸びているところでございますが、新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、引き続き電子申請化を進める取り組みを行っていくこととしてございます。11 月は広島局が独自に定めた電子申請利用促進月間でございます。労働保険事務組合様等に対しまして改めてリーフレットを送付するなどの取り組みを行うこととしてございます。

つづきまして、(2) の「労働保険の未手続一括対策の推進と収納未済歳入額の縮減」についてでございます。

このうち未手続一括対策につきましては、労働保険に加入すべき事業所において加入手続き

がなされていないということをなくしていこうという取り組みでございます。この取り組みにつきまして、これまでは行政改革推進会議のご指摘を踏まえまして、平成 27 年度から令和 2 年度までの 5 年間で未手続事業場を 2 割解消しようという目標設定がなされていたところでございます。この目標を達成いたしまして、今年度からは特に目標設定は無いところでございます。しかしながら、これまで同様の取り組みを引き続き行っているところでございます。

取り組み状況としましては資料右側の 2 番目の表になります。表の一番上の欄でございますが、未手続の可能性のある事業場数は減少している状況ということでございます。引き続き取り組みを続けていこうということでございます。

次に収納未済歳入額の縮減ということで、決められた保険料をきちんと納めていただくという取り組みでございます。

資料一番下の右側の 3 番目になります。徴収決定を行った金額に対しまして、実際に収納納付された金額の比率を「収納率」という言葉で表してございます。グラフの上につきましては、年度末の状況をグラフにしております。令和元年度、令和 2 年度の比較では全国、広島とともに収納率は下がっているという状況でございます。その下のグラフにつきましては、第 1 期の口座振替後の状況ということでございます。昨年度はコロナの特例で口座振替が 10 月ということですが、例年は 9 月ですので、9 月と 10 月の入り混じったグラフになっているということでございます。令和 2 年度と 3 年度の比較では、広島、全国共に収納率が 1.8 ポイント程度下がっているという状況でございます。まだ年度途中の経過ということでございますが、保険料の徴収につきましても引き続き適正に行っていきたいというふうに考えております。私からの説明は以上でございます。ありがとうございます。

○野北会長

ありがとうございました。これまでの重点施策のご説明に対し、委員の皆様方からご質問ご意見などございましたらよろしく申し上げます。

○宮崎（智）委員

細かいことなんですけれど、28 ページのコロナ関係の労災補償なんですけれど、具体的なイメージがわからないので、具体的な事例をいくつか簡単にいいので教えていただければと思います。

○山口基準部長

コロナ関係の労災補償でございますけれど、医療従事者の方が感染して請求がなされているというものがほとんどでございます。あと医療従事者以外の方であっても感染経路が特定されていてそれが明らかに業務につながっているという場合とか、感染が特定されていない場合であっても、具体的に言うとタクシーの運転手さんの事例とかというものもございましたけれども、複数の感染者が確認された下で業務をされていた方とか、お客さんと会う機会とか接触の

ある機会が多いというふうな下で業務に就かれた方が感染をした場合というふうなケースがございます。

○野北会長

よろしいでしょうか。ほかに。

○中野委員

中野でございます。各部署ではいろんな事業主や個人が利用しやすい形でご努力いただいていることに対しましてはお礼申し上げます。ありがとうございます。

ここで、何点かお聞きしたいのですが、まず1ページ目にございました雇調金の関係なんですけれども、これもPR等もいただいて利用する企業もたくさん増えているところなんですけれども、今回限りかもわからないのですけれども、中小零細企業については令和3年度の収入の部分に対しては、前年度というふうに勘違いをされて前年度より大分差は縮まっているから申請できないよ、というような言葉を聞いているところなんですけれども、今年度については一昨年度が対象ということだと思えるのですけれども、そういったものをもう少しPRしていただければ助かると思います。

2つ目で副業兼業の部分での保険の部分なんですけれども、これはあくまで副業兼業を行う方の企業に対しての助成金だと思うのですけれども、これはあくまで労働者として雇った後の健康保険、健康診断ではないといけないのか、採用にあたって健康診断をすることが可能なのかという部分が一つ、またあともう一つが32ページにありました紛争調整委員会で申請を受理した数のうち、成立したものがどれくらいあるのかなという部分と、最後に34ページ、さきほど総務の方からもご説明がありました労働保険の未手続の部分なんですけれども、今回はコロナの関係もあるからなのかもわかりませんが、2年度で3250残っていて1070が成立したと、単純に2200ぐらい残っているなかで9月末まだ手続きしていない分が1800いくらかあって、そのうち300いくらかしたということなんですけれども、9月末の数字では成立したのが9月末なのか、まだ把握をしていない事業所も9月末の数字でこれから増えていくのかということなんですけれども、お答えいただければ助かります。以上でございます。

○境職業安定部長

失礼します。まず一点目の雇調金の周知の関係につきましてお答えさせていただきます。

雇調金の利用促進につきましては、これまでも経済団体の皆様には周知協力に大変ご協力いただいております。感謝申し上げます。今回の新型コロナの影響は特に飲食、観光に大きいということがありましたので、生活衛生同業組合等の事業主団体にも度重なる周知協力をお願いさせていただいて、積極的な周知広報を図っていたところでございます。現在の特例措置自体は来年3月まで延長する中で、現在の助成内容としては12月末まで継続ということが厚生労働省から発表されているところでございます。引き続き、当局としましても積極的な利用促進

を図ってまいりたいと思っております。また、経済団体の皆様にも引き続きお願いさせていただくことも多いかと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

○山口基準部長

副業兼業の健康診断の関係でございますけれど、対象が労働者ということでございますので、雇入れ前の方ということは対象にならないということでございます。

あとこの健康診断助成金については、ほかに制限がございまして、40歳未満の労働者が対象ということでございます。

○大庭雇用環境・均等室長

次に32ページのあっせんの解決率でございますけれども、令和2年度におきましては申請が56件ございまして、そのうち事業主が参加をしないというようなものもございまして実際にあっせんを開催できたのは26件でございます。そのうちの合意率、開催したもののうちの合意率については令和2年度におきましては62%というような状況になっております。引き続きあっせんの参加の勧奨についてまた力を入れてまいりたいと思っております。以上でございます。

○栗尾総務部長

労務保険の未手続の関係でございます。成立事業場数9月末394件、これは本年度4月から9月末までの合計という形でございます。昨年度が年間トータルで1070件でございます。ちょっと低くなっているイメージがございまして、未手続の可能性のある事業場の把握数も少し減っているという状況もございまして、そういった関係でちょっと減っているように見えているのかなという形で考えてございます。以上でございます。

○中野委員

ありがとうございました。

○境安定部長

1点、雇調金の現在の特例措置の関係で補足させていただきます。現在の特例措置は2月までは継続ということで、1月以降の内容につきましては現在厚生労働省で検討されており、11月中旬に改めて示されるということになっておりますので、申し添えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○野北会長

ありがとうございました。そのほかご意見ご質問等ございませんでしょうか。久光委員よろしくお願いいたします。

○久光委員

連合広島の久光でございます。今日はありがとうございます。

3つほど教えていただきたいのですが、まず1つ目が1ページの産業雇用助成金の関係でありますけれど、境部長からもご説明があった通り、広島県在籍出向等支援協議会、これは6月に設置をされて、経済団体労働団体金融機関等で情報交換、あるいは好事例の水平展開、助成金の周知を図るということで確認をしていると思います。現時点で特徴的なものであるとか、これ前向きな制度だと思うので、成果あるいは課題等あれば教えていただきたいというふうに思います。

連合広島もこの協議会を受けて、機関会議のほうで制度の周知ということで労働局からお見えいただいて、ハローワークからもお見え頂いて話をいただいているところでありますし、広島県に対する政策制度要請ということで、県としても積極的に取り組んでいただきたいということで要請をさせていただいております。

それから2点目ですけれども、4ページの地方自治体との連携による雇用対策の推進という観点であります。やはり、制度の周知であったり利用促進であったり、こういった部分については、地域の特徴なり実態を踏まえながら展開していくことも大切かなというふうに思っております。今日もご報告の中では、広島県と広島市、三次、福山、一体的事業の運営が呉市、となっておりますけれども、今後の展開の方向性について教えていただければというふうに思います。

最後は3点目ということで、これまで労働局の皆さんにご理解をいただきながら公労使のミーティングも昨年10月から立ち上げさせていただいて、情報の共有あるいは展開のほうを図っております。今年はなかなかコロナで実施できていませんけれども、引き続き連携を図ってまいりたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。以上3点です。

○境職業安定長

職業安定部長の境でございます。貴重なご意見をいただきありがとうございます。

まず1点目の産業雇用安定助成金の関係でございます。資料の1ページに9月末現在の状況を記載しておりますが、特徴的な点としましては、この出向元出向先それぞれの全国に占める割合は出向元で見ると3.1%、出向先が3.2%、対象労働者数で見ると2.9%といった状況となっておりますので、大体いろんな業務指数からも概ね全国水準の状況かなと思っております。業種別に見てみますと、出向元としましては運輸業、卸売・小売業といったところが多いといった状況となっております。出向先としましては、業種別では製造業、卸売業、こういったところが多いということとなっております。こういったところが特徴的なところでございます。

それから、利用していただいた事業所に対してアンケート、ヒアリングも行ったところ、労働者のスキルアップにつながるというような大変好評の声もいただいております。引き続き

き、協議会の各機関とも連携を図りながら、制度の周知 PR、それから好事例の共有など積極的な利用促進を図ってまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、2点目の自治体との連携でございます。現在協定を締結しておりますのは先ほど申し上げました通りでございますが、協定を締結していない自治体に対しましても緊密な連携を図りながら業務を進めております。それぞれの地域の特性を踏まえた形でしっかり連携を図って進めているところでございます。この協定以外の取り組みとしましては、例えば呉市、それから福山市においては厚生労働省が実施する委託事業を受託されているといったことがございます。そういった部分の連携もありますし、各自治体と緊密な連携を十分図りながら進めているところでございます。以上でございます。

○大庭雇用環境・均等室長

3点目につきましては、情報共有の場、協力体制を図っていく場としてとても重要と考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○野北会長

ありがとうございました。ほかにご意見等ございませんでしょうか。質問が無いようですから次のその他に入らせていただきます。ア、呉市地域雇用創造計画について。イ、地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域の地域雇用開発計画について、この議題提案につきまして、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。議題のその他のア、の呉市地域雇用創造計画及びイ、の雇用開発計画でございますが、職業安定行政関係資料の一番後ろに参考として添付しております地域雇用開発促進法の規定、第5条および第6条第1項により、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることが必要となっており、第6項においてその同意には労働局に置かれる政令で定める審議会、つまり地方労働審議会の意見を聞かなければならない、とされています。

本来であれば委員の皆様にご参集いただいてご意見をお聞きすべきところではございましたが、いずれの計画も実施予定時期まで十分な時間が無かったこと、またコロナ禍でもあったことから、呉市雇用創造計画については6月25日、広島県安芸太田・北広島地域および大竹・廿日市地域については9月2日に委員の皆様にご個別に書面による意見照会をさせていただき、概ね妥当との意見をいただいたところでございます。

本日審議会は新任の委員の方もおられますので、その結果報告と合わせてご報告させていただきます。各計画につきましては、職業安定部が説明いたします。

○境職業安定部長

失礼します。職業安定部長の境でございます。呉市地域雇用創造計画でございますが、これ

は厚生労働省が実施する地域雇用活性化推進事業の応募にあたり、雇用機会不足地域として地域雇用創造計画を策定し、労働局長の同意を受けることが必要とされており、この同意に際しては地方労働審議会の意見を聞くこととされていることから、皆様にご意見をお伺いさせていただいたものでございます。呉市におきましては委員の皆様からのご意見を踏まえて当該事業に応募し、資料ナンバー4の2枚目に添付していますとおり、令和3年8月31日付で地域雇用活性化推進事業の採択地域として決定されましたのでご報告させていただきます。これにより呉市では当該事業構想による取り組みを進めることとなりますが、当局としましてもこの推進に連携を図ってまいります。なお、地域雇用活性化推進事業につきましては、資料ナンバー4の3枚目に添付してございますのでご参考ください。

続きまして、安芸太田・北広島地域および大竹・廿日市地域雇用開発計画についてでございます。地域雇用開発計画につきましては、雇用機会が不足している地域において就職促進等と雇用の安定を図ることを目的に雇用開発促進地域として厚生労働大臣の同意を得ることによって当該地域内において事業所の設置や地域労働者の雇い入れに助成制度が受けられるというものでございまして、この同意に際しましては地方労働審議会の意見を聞くこととされているものでございます。この計画期間は3年間であり、これらの地域における前回の同意期間が令和3年9月末で満了することに伴いまして、今回広島県から提出を受け委員の皆様にご意見をお伺いさせていただいたものでございます。皆様からのご意見を踏まえ厚生労働省へ進達し、10月1日付で同意された旨の通知がありましたのでご報告させていただいております。引き続き、広島県および該当自治体とも連携を図りながら、地域雇用開発の促進に取り組んでまいります。以上でございます。

○野北会長

ありがとうございました。ただいまの説明に関し、なにかご質問等ありますでしょうか。

○久行委員

この地域雇用開発促進法、法律で審議委員ではなくて審議会の意見を聞かなければならないとなっております。形式的によるとちょっと要件を満たしていない。あらかじめですし後から聞くことはできないのですが、これはもうやむを得ない措置だと思いますが次回以降で結構なのですけれど、一応その審議委員の意見を審議会の意見としてあらかじめでないですけれど、これについて審議会で問題ではないと了承するような手続きをとるということが次回以降で結構なのですが、されたほうがいいのかと思いますので一つの意見として申し上げます。

○栗尾総務部長

総務部長の栗尾でございます。ただいまご指摘いただきました、ありがとうございます。

しっかりと手続きに瑕疵の無いように取り扱いたいと思います。よろしく願いいたします。

す。

○野北会長

ありがとうございました。ほかにご意見はございますでしょうか。それでは最後の意見交換に入らせていただきます。ここから労働に関する意見要望等について、各委員の皆様方から幅広く意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。はい、宮崎委員よろしく願いいたします。

○宮崎（真）委員

使用者の宮崎です。今日はありがとうございました。先ほど中野さんが質問されるかなと思ったのですが、言われなかったので私のほうから。最低賃金についてなのですけれど、私も十数年賃金の委員をさせていただいて、ようやく卒業させていただいたのですけれど、私が13、14年前やったときは1円とか0円とか、上げ幅ですね、だったのですけれど、かなり広島県の状況を加味して議論をされていたと思うのですけれど、途中からだんだん中央審議会でしたか、というものが出来て、なんとなく県の状況よりもBランクだから、ちょっと言い方が乱暴かもしれないですけれど、県の状況を踏まえて最賃が決まるというような状況では無かったような気がしていました。去年はコロナで実質0だったのですけれど、今年また再開されて28円でしたっけ、その議論の経緯は分からないのですけれど、今年に関してはどうだったのかなというようなことを踏まえて県の最賃のあり方というのをこういう機会ですので、是非聞かせていただきたいなと思ひまして質問させていただきます。

○山口基準部長

労働基準部長の山口でございます。貴重なご意見ありがとうございます。確かに今回の目安の金額につきましては、それぞれのランク統一ということで28円ということで答申がなされました。ただ広島県地方最低賃金審議会におきましては、各委員真摯にご審議・ご議論をいただいております。実態とそぐわないというふうなご意見もございますけれど、真摯に調査審議をさせていただいた結果、今回の金額改定に至ったものと考えてございます。

○野北会長

よろしいでしょうか。その他ご意見どうでしょうか。

○大野委員

労働者委員の大野です。先ほど言えばよかったのですが、日本製鉄の呉地区の対応について、であります。まず早々とハローワークに特別相談窓口、それから企業説明会対応いただきましてありがとうございます。私は基幹労連の出身でありますので、まさにおひぎ元の労働組合の問題でもありますので一言申し上げたいと思うのですが、この8月末をもって高炉が止まっ

たということで多くの雇用の問題が発生しました。この広島県の中の基幹労連という産業別労働組合の中で、雇用対策委員会というものを立ち上げて対応をとっております。やはり鉄を作るという会社で仕事をしてきた人たちですから、そういう今の仕事を活かせる職場を探し求めるという方と、どうしても地元に残らなければならないという方が多くおられるということで聞いています。この度 9 月 1 日をもって多くの方が呉市から他地区に転勤されると聞いていますが、その上でこの転勤出来ない方が呉市に残っている方も多くいます。最終的には 2023 年 9 月末をもって製鉄所自体が操業を停止するということがありますので、こういったものが 2 年先毎月末転勤をする、転勤出来ないで残る、雇用を失うという方が発生するというふうに聞いております。これは本体の呉地区だけの問題だけでなく、そこに一緒に仕事をする関連企業の問題でもありますし、まさにこの 8 月 31 日で仕事がなくなった関連会社というものも多くあるということでもありますので、雇用対策というのは引き続き必要だろうと思っております。

ぜひ 11 月 12 月にも説明会もあるというふうな説明もありましたけれど、2023 年 9 月末という息の長い取り組みとなると思いますので、呉市と連携のもとで引き続きそういった対応をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○境職業安定部長

貴重なご意見ありがとうございました。地域における影響が非常に大きな事案でございます。労働局としましても、しっかり最大限できることを取り組んでまいりたいと思っております。来年以降におきましても設備すべて止まるのが 2 年先ということになりますので、継続的に重点的集中的な対策が打てるよう対策を講じていきたいと思っております。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○野北会長

ありがとうございました。ほかに御意見とかございますでしょうか。それでは特にないようですので、以上を持ちまして本日の審議を終了したいと思います。なお、議事録は先ほど運営規定の改正により、今回から署名が無くなりましたので、事務局で本日の議事を書面に起こしたものを委員の皆様方に念のためにご確認いただき、その上で議事録を作成することといたします。それではよろしくお願いいたします。本日は円滑な進行にご協力をいただきましてありがとうございました。

○事務局

会長、ありがとうございました。それでは、これもちまして令和 3 年度第 1 回広島地方労働審議会を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。